

別表（第3関係）

補助事業名	補助事業内容	事業種目	補助対象経費	補助率及び補助限度額	事業要件等
被災地域交流拠点施設整備事業	被災市町又は被災市町が補助する自治組織が行う、被災地域における地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、文化、地域産業振興及び地域防災力向上等に関する各種交流活動を行う拠点施設の整備、改築改修及び初度備品に要する経費を補助するもの。	地域コミュニティ拠点タイプ	被災地域交流拠点施設を整備するための経費とする。 タイプ別の補助率、補助上限額等は右欄のとおりとする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限25,000千円	1 補助要件 被災地域交流拠点施設の設置に当たっては、次に掲げる部屋等を設けなければならない。 (1) 集会所 (2) 便所（車いす対応を含む。） (3) 倉庫 (4) 団らん室 (5) 複合機能拠点タイプの整備に当たっては、(1)～(4)のほか、地域活動の活性化に寄与する設備を設けることとする。 2 補助対象経費 被災地域における地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、文化、地域産業振興及び地域防災力向上等に関する各種交流活動を行うために必要な施設の建設又は購入（被災地交流拠点施設として建設された施設であって、その用に供されたことのないものに限る。）に要する経費。 3 他補助事業との併用 被災地域交流拠点施設の設置に当たっては、当事業の目的達成が確保される場合に、他の補助事業との併用（合築）を可能とする。 この場合、対象事業費の算定等については、当該関係事業交付要綱等の定めによるものとする。 4 対象外経費 (1) 既存施設の修繕、購入、撤去・処理等に要する経費 (2) 用地購入に要する経費 (3) 外構に要する経費 (4) 設計に要する経費 (5) その他、知事が不適切と認める経費
		複合機能拠点タイプ		1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限50,000千円	
		施設機能強化タイプ	既存の被災地域交流拠点施設の機能強化を目的として当該施設を改修するための経費とする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限10,000千円	1 補助要件 被災市町又は被災地域の自治組織が設置主体であり工事竣工を確認するための建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第7項による検査済の施設を対象とした改修であることを要件とする。 2 補助対象経費 既存施設が有する交流拠点機能を強化するために必要な施設の改修に要する経費。 3 対象外経費 (1) 既存施設の修繕、購入、撤去・処理等に要する経費 (2) 用地購入に要する経費 (3) 外構に要する経費 (4) 設計に要する経費 (5) その他、知事が不適切と認める経費
		初度備品整備	被災地域交流拠点施設に必要とされる初度備品を整備するための経費とする。	1 補助率 10/10 2 補助限度額 被災地域交流拠点施設の整備又は改築改修に要する経費の3%以内	1 補助要件 当事業において被災地域交流拠点施設の整備又は改築改修を行うことを要件とする。 2 補助対象経費内訳 地域住民が当該施設を活用する際に必要となる備品を対象とする。 例：テーブル、机、椅子、冷暖房機、掲示ボード など
被災地域交流活動活性化推進事業	被災市町又は被災市町が補助する自治組織が行う、被災地域交流拠点施設を利用した住民主体の活動を実施するための経費を補助するもの。		当事業により整備する被災地域交流拠点施設を利用して行う、地域コミュニティの再生・構築、教育、学術、地域産業の振興及び地域防災力の向上等を目的とした住民主体の交流活動を実施するための経費	1 補助率 10/10 2 補助限度額 上限1,000千円	1 補助対象事業 (1) 住民相互の近隣住民とのふれあい交流事業 例：囲碁、将棋、手芸、民謡その他趣味活動、料理教室、親子教室、敬老会、カラオケ大会、夏祭り、バザー等 (2) 高齢者等の生活支援事業 例：友愛訪問、高齢者等への食事サービス、生活相談、健康講座、リハビリ教室、介護実習、小規模作業所等 (3) ボランティア活動事業 例：情報提供、生活支援活動、清掃活動、広報活動、イベント企画等 (4) その他地域活動の活性化に資する事業 例：地域のまちづくり勉強会、講習会、防災訓練等 2 補助対象経費内訳 事業実施に直接要する経費のほか、光熱水費、消耗品費を含む。 3 補助対象外経費 知事が不適切と認める経費